

福井県テニス協会会則

昭和34年4月1日制定
昭和48年4月1日改正
昭和56年4月1日改正
平成15年3月1日改正
平成25年3月2日改正
平成27年5月17日改正

第1章 総 則

第 1 条 本会は福井県テニス協会という。

第 2 条 本会は事務局を福井市に置く。

第2章 目的および事業

第 3 条 本会は福井県におけるテニスの普及及び発展を図り、体育の向上、品位の陶冶、運動精神の修養・発揮に資する事を目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- ① 北信越テニス協会に加盟する。
- ② 毎年1回福井県テニス選手権を開催する。
- ③ 毎年1回福井県テニス協会テニスランキングを発表する。
- ④ その他本会の目的を遂行するのに必要な事業を行う。

第3章 加盟団体

第 5 条 本会は次に掲げるもので、協会に加盟した団体とする。

- ① 市町村体育協会に加盟しているテニス競技団体。
- ② 高等学校体育連盟に加盟している団体。
- ③ 学生テニス連盟に加盟している団体で組織するテニス競技団体。
- ④ 本会の目的及び事業に賛同したもの。

第 6 条 ① 本会に加盟しようとするときは、加盟申請書を提出し、総会の承認を得なければ加盟することが出来ない。
② 加盟団体が脱会申込書を提出したとき、及び第5条に掲げる資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、総会の承認を得てこれを脱会させることが出来る。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 ① 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名
副会長若干名
理事長 1名
理事若干名
監事 2名
- ② 前項の他に、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことが出来る。
- 第 8 条 本会の役員の選任は、次のとおりとする。
- ① 会長、副会長は総会で推举する。
② 理事長は理事の互選により選出する。
③ 理事は総会の選出によるものと、会長推薦によるものとを総会の承認を得て会長が委嘱する。
④ 監事は総会で選出する。
⑤ 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条 ① 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
② 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間その職務を行う。
③ 補充役員または増員による役員の任期は、必要を生じた時点から残余期間まで（役員改選総会まで）とする。
- 第 10 条 役員の任務は次のとおりとする。
- ① 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
③ 理事長は理事会の決議に基づき会務を管理する。
④ 理事長は理事会の承認を得て、副理事長を選出し、理事長の職務を代行させることが出来る。
⑤ 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき、企画立案実施の任にあたる。
⑥ 理事会は常任理事を選出し、その職務を専任させることが出来る。
⑦ 監事は本会の会計を監査する。
⑧ 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることが出来る。

第 5 章 会 議

- 第 11 条 ① 理事会は必要に応じ会長が召集する。理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは遅滞なく召集しなければならない。
② 議事は主席理事の過半数により決し、可否同数の時は議長が定める。

- 第 12 条 ① 総会は加盟団体の代表者で構成し、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を決議する。
- ② 総会は会長が召集して通常毎年3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは随時開催することが出来る。
- ③ 総会は監事2名もしくは加盟団体の代表者の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、会長は2週間以内に召集しなければならない。
- ④ 総会は加盟団体の代表者の半数以上出席しなければ開催することが出来ない。
- ⑤ 総会に出席できない代表者は、委任状により代理人を出席させることが出来る。
- ⑥ 総会の議長は会長がこれにあたる。
- ⑦ 議事は出席代表者の過半数により決し、可否同数の時は議長が定める。

第 6 章 会 計

第 13 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- ① 会 費
- ② 県及び体育協会補助金
- ③ 競技会収入
- ④ その他

第 14 条 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、総会の承認を得なければならない。

第 15 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、事業報告書をつけ、総会の承認を得なければならない。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 17 条 加盟団体は、総会で定める会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。

第 7 章 補 足

第 18 条 本会則は、総会の承認を得なければ改正することが出来ない。

第 19 条 本会則の施行についての必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

付 则

本会則は平成27年5月17日から施行する。